

第395回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年5月29日(月)  
13:00～14:30

場 所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (2) まきえ釣り漁業許可の公示について(諮問)
- (3) さわらひき釣り漁業許可の公示について(諮問)
- (4) 海区漁場計画の作成について(諮問)
- (5) その他

5 その他



R5.5.29 資料1

香川海区漁業調整委員会

5 水産第 39286 号

令和 5 年 5 月 18 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池田 豊人

まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン	令和5年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン	令和5年4月1日～翌年3月31日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群※	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和5年7月1日～翌年6月30日

※今回諮問

香川県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

## 記

## 令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.04%	163
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない



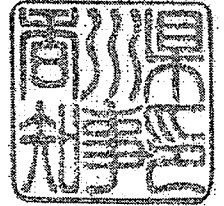
5水産第43622-1号

令和5年5月25日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 池田豊人



まきえ釣り漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置  
別添資料のとおり
- 2 許可の条件  
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間  
許可日から令和7年12月31日
- 4 申請期間  
令和5年5月30日～同年6月5日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まさえ釣り漁業	庵治町地先海面	6月1日から 12月31日まで	1	庵治に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。



## まきえ釣り漁業許可の公示について

### 1 趣旨

今般、庵治漁協から、自組合員が平成 22 年 12 月 31 日まで受けていた許可を、別の組合員が引き継ぎ、まきえ釣り漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から 10 年以上経過した許可であるが、庵治漁協に当該操業区域内で操業している現業者がおり、再度 1 統が参入しても、当該漁法の特性上、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

### 2 許可の公示内容

裏面のとおり

### 3 今後のスケジュール

5 月 29 日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

5 月 30 日から 6 月 5 日まで 申請受付

6 月 6 日以降 許可証交付

許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まさえ釣り漁業	庵治町地先海面	6月1日から 12月31日まで	1	庵治に漁業の根拠地を有する者

(参考) 許可の条件

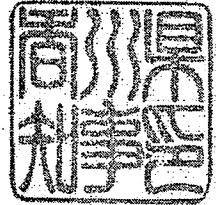
- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することができる。

5水産第43622-2号  
令和5年5月25日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 池田豊人



さわらひき釣り漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

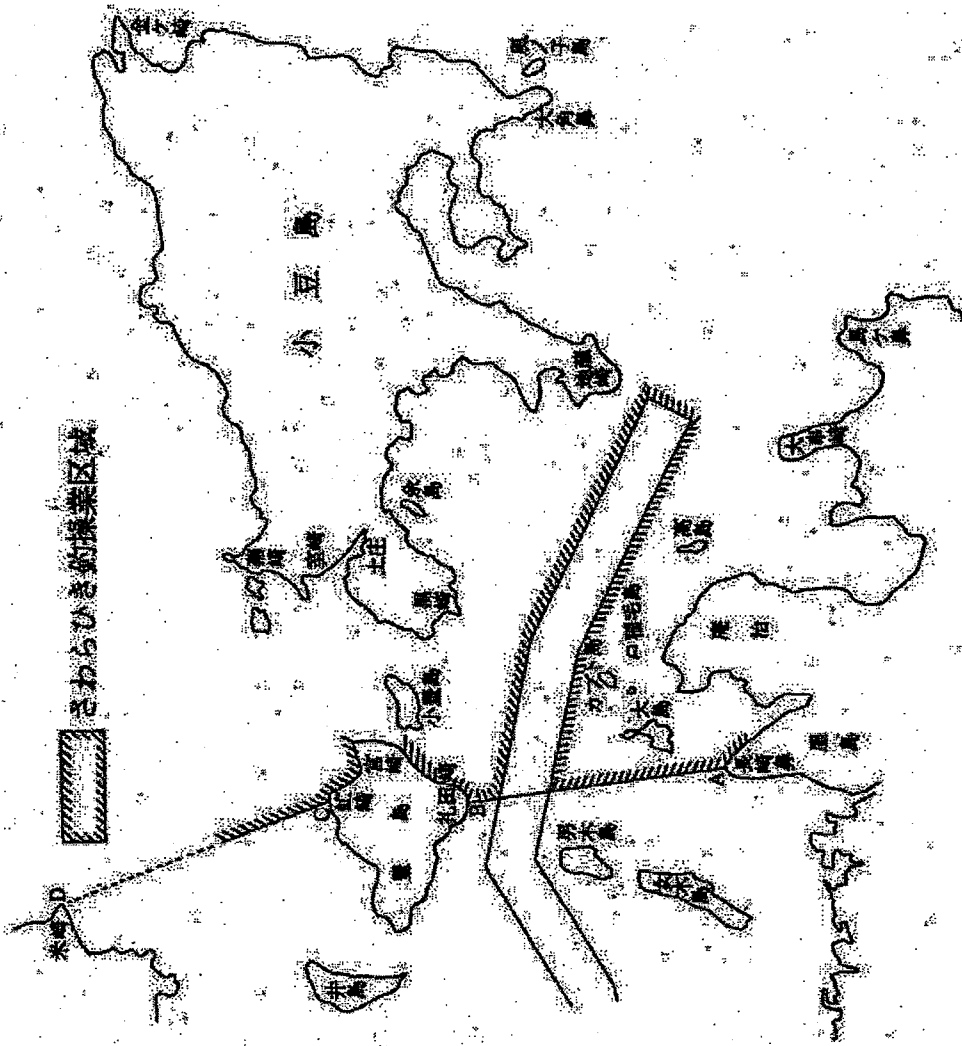
- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置  
別添資料のとおり
- 2 許可の条件  
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間  
許可日から令和7年7月31日
- 4 申請期間  
令和5年5月30日～同年6月5日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り漁業	別紙のとおり	5月1日から 7月31日まで	1	土庄中央(土庄)、四海に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) さわら流しとし網漁業の妨害をしてはならない。
- (3) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (4) 県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。
- (5) 通行船舶の航行を妨害してはならない。
- (6) 香川鯖ひき釣り漁業協議会及び所属漁業協同組合の指示事項は厳守しなければならない。
- (7) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (8) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。





## さわらひき釣り漁業許可の公示について

### 1 趣旨

今般、四海漁協から、土庄中央漁協の組合員が平成22年7月31日まで受けていた許可を、四海漁協の組合員が引き継ぎ、さわらひき釣り漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から10年以上経過した許可であるが、四海漁協に当該操業区域で操業している現業者がおり、再度1統が参入しても、当該漁法の特性上、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

### 2 許可の公示内容

裏面のとおり

### 3 今後のスケジュール

5月29日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

5月30日から6月5日まで 申請受付

6月6日以降 許可証交付

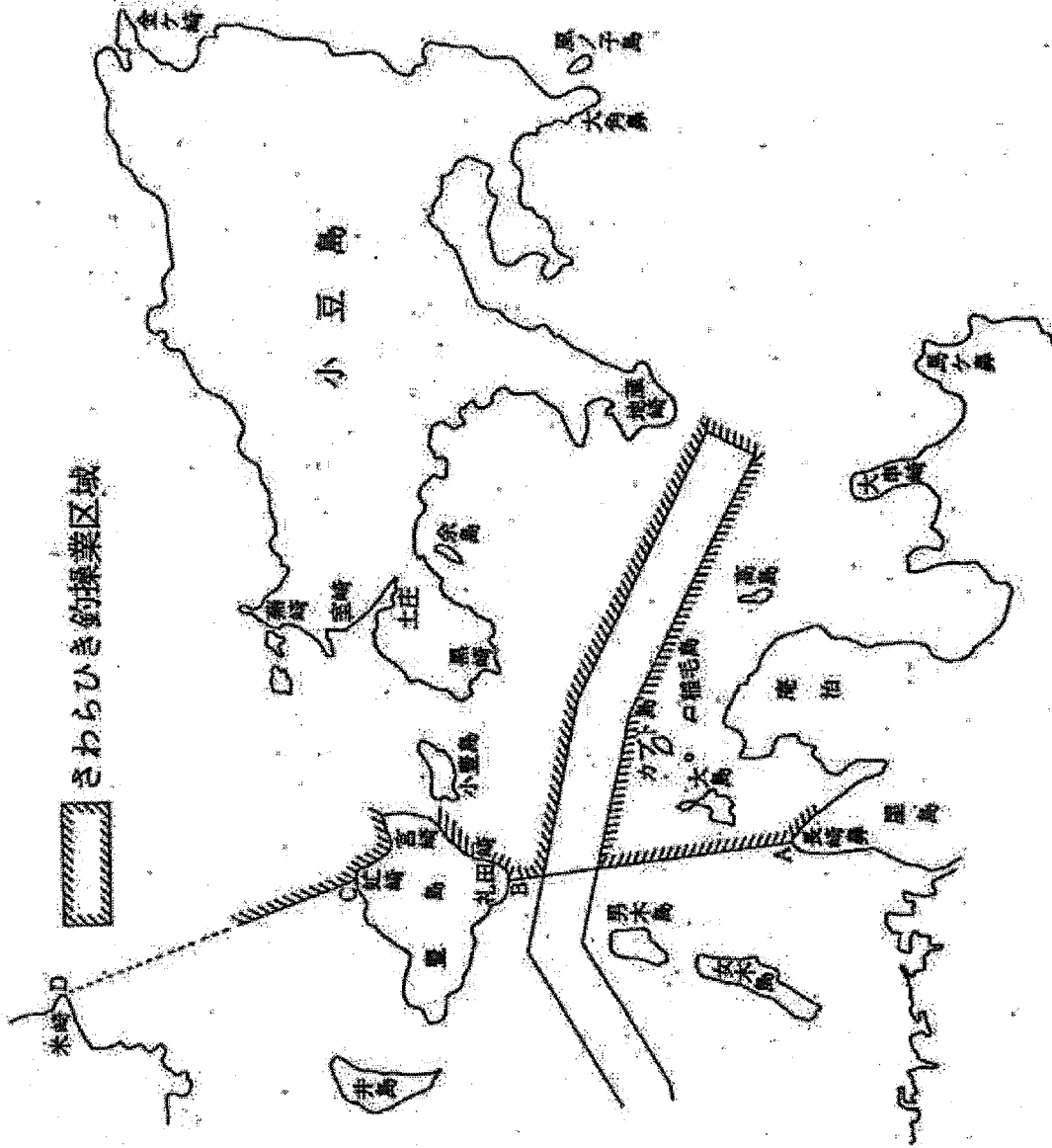
許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り漁業	別紙のとおり	5月1日から 7月31日まで	1	土庄中央（土庄）、四海に漁業の根拠地を有する者

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) さわら流しとし網漁業の妨害をしてはならない。
- (3) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (4) 県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。
- (5) 通行船舶の航行を妨害してはならない。
- (6) 香川鱒ひき釣漁業協議会及び所属漁業協同組合の指示事項は厳守しなければならない。
- (7) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (8) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。



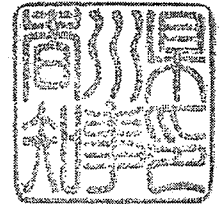




5 水産第 4 9 0 7 2 号  
令和 5 年 5 月 2 9 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人



海区漁場計画の作成について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 漁業権に関する事項

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 漁場の位置及び区域                     | 別添海区漁場計画のとおり |
| (2) 漁業の種類                         | 別添海区漁場計画のとおり |
| (3) 漁業の名称及び時期                     | 別添海区漁場計画のとおり |
| (4) 存続期間                          | 2 存続期間のとおり   |
| (5) 区画漁業権については、<br>個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別添海区漁場計画のとおり |
| (6) 団体漁業権については、<br>その関係地区         | 別添海区漁場計画のとおり |
| (7) その他必要な事項                      | 別添海区漁場計画のとおり |

2 存続期間

- (1) 第一種区画漁業のうち、藻類養殖業  
令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (2) 藻類養殖業を除く第一種区画漁業  
令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで
- (3) 共同漁業及び定置漁業  
令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

3 保全沿岸漁場について なし



## 事務手続きスケジュール (予定)

### (1) 海区漁場計画の作成

令和4年8月：漁業免許方針（海面）

令和4年12月23日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月27日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月：海区漁場計画設定要望書提出（漁協→県）

令和5年3月：土木関係課への協議、関係機関との調整

令和5年3月10日から4月20日まで：利害関係人の意見徴収（県HP）

令和5年5月29日：香川海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」

について諮問

令和5年6月：公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県HP※）、通知

### ※免許予定日

令和5年10月1日：区画漁業（藻類養殖業）

令和6年1月1日：共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

### 免許申請期間

令和5年7月から8月下旬まで：区画漁業（藻類養殖業）

令和5年10月から11月下旬まで：共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、  
定置漁業

## (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

### ア 区画漁業（藻類養殖業）

令和5年7月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年8月：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年9月：公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

令和5年10月1日：免許状交付・行使規則認可、公示（県HP）、通知

### イ 共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

令和5年10月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年11月：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年12月：公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

令和6年1月1日：免許状交付・行使規則認可、公示（県HP）、通知